

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.x

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 4 日

Sponsor: Central African Republic, China, Democratic People's Republic of Korea, Finland, India, Israel, Kuwait, Libya, Niger, Poland, Qatar, Russian Federation, Somalia, Republic of Korea, Turkey, United States, Venezuela and Vietnam

第 80 回国連総会第一委員会は、

LAWS を使用する際には IHL を遵守する必要があることを強調し、

LAWS の判断には人間の責任があることを確認し、

現在、AI を統括する国際機関がないことを遺憾に思いながら言及し、

様々な国でディープフェイクや偽情報が流出している現状を遺憾に思い、

AI の節度ある使用は必要不可欠なことであると信じ、

GGE での議論に満足を示し、

LAWS に対する人道的配慮と軍事的必要性の間でバランスの取れた規制の必要性を強調し、

欧州 AI 法のような AI 基本法的重要性を確信し、

生成 AI が発展途上国の主体的な発展を助けることを認識し、

生成 AI の公平性・透明性・プライバシー保護の重要性を考慮し、

生成 AI によって、近い未来、失われる可能性のある雇用を守る必要性を認識し、

全ての国の加盟国が負う各国 AI 政策の説明責任を重視し、

国際社会全体での団結・協力の重要性を認識し、

AI における誤作動や損害といったリスクを認識し、

特定通常兵器使用禁止制限（CCW）における自立性致死兵器システム（LAWS）についての議論に満足を示し、

既存の枠組みを用いて、議論や規制を行うことの重要性を強調し、

LAWS にはメリットがあることを認識し、

LAWS について過去の事柄には責任が生じないようにすることの重要性を強調し、

何らかの形で LAWS を使用する国がまとまることの重要性を認識し、

LAWS が意図しない形で使用されると、甚大な被害が引き起こされる可能性があることを認識し、

攻撃を行う際、最終決定を人間が行うことの重要性を強調し、

いかなる攻撃も国際人道法に従う必要があることを認識し、

過度な規制は、開発を妨げてしまうことを強調し、

1. 事務総長に対し AI を利用する際に目安となるモデル法を作ることを要請する
2. GGE に対して以下のことを要請する；
 - a 引き続き LAWS に関する議論を続けること、
 - b 生成 AI 及び LAWS の節度ある使用のために以下の内容を含むガイドラインを策定すること
 - i 責任の帰属先
 - II 使用の際の目安となる明確な基準
 - III 具体的な罰則の規定
3. 各国に対して以下の条件に限り、LAWS を使用することを要請する
 - a 国際人道法（IHL）を順守すること、
 - b 目標の識別、攻撃判断、実行の段階において人間が関与すること、
4. 各国に対して、AI に関する包括的な法律を整備することを要請する
 国連教育科学文化機関に対し、以下の内容を含むガイドラインを作成することを要請する
 - a AI が誤作動を起こした際の責任の帰属先
 - b LAWS の明確な使用条件
 - c ガイドラインに違反した場合の罰則内容の規定
 - d 生成 AI の規制条件
5. 各国に対し、AI の誤作動によって国際的な被害が発生した場合、責任の所属は国家である場合を想定するとすることを要請する。
6. [安全保障理事会に対し、LAWS の誤作動により国際的な問題に発展した場合、その制裁に関する議論を行うことを要請する]
7. 各国に対して民間及び個人間で AI の誤作動による被害が生じた場合、国家がその原因を調査し責任の所在を分析することを要請する。
8. 各国に対し自国の AI 民間企業に責任の所在を明記した契約書を作成するよう要請することを奨励する
9. 各国に対し、過去の記録ではなく AI が多大なる影響をもたらす未来に目を向けた責任の追及を要請する。
10. 各国に対し LAWS について人為的なミスを防げるなどのメリットがあることを認識するよう要請する。
11. LAWS を使用する国に対し、該当の国が所属する枠組みを作るよう要請する。
12. 各国に対し、LAWS が意図しない利用をなされないよう、国内で管理するよう要請する
13. 各国に対し、LAWS についての議論は CCW の政府専門家会合で行うよう要請する。
14. CCW の政府専門家会合に参加していない国に対し、その議論に参加するよう要請する；
15. 各国に対し、生成 AI 及び LAWS のリスクや性格について包括的な形でさらに議論するよう要請する；
16. 各国に対し、LAWS による 1 攻撃を行う際には何らかの形で人間が関与するよう要請する。
17. 各国に対し LAWS による攻撃を行う際には国際人道法を考慮して、攻撃を行うもしくはそれが可能となるよう開発を行うよう要請する。
18. 各国に対し、AI の開発を妨げるような規制を行わないよう要請する。

コメントの追加 [英横1]: 確認取る